返還ガラス固化体の仕様と貯蔵管理に関する質問主意書

提出者

今 村

修

## 返還ガラス固化体の仕様と貯蔵管理に関する質問主意書

は貯蔵管理と言っても、 であるガラス 来年、 フランス核 固 化体 が 燃料会社 返還され、 なし崩し的に処分地又は半永久貯蔵管理地になるのでは ( 以 下 青森県六ケ所村で貯蔵管理され С О G Е Μ A という。) から再処理によって生じた高 る計画になってい ない る。 か との L か 危惧がある。 Ļ レベ 青 ル 森 県 廃 民に 棄物 青

対して、平成六 平成六年一一 年 月一六日付青むつ第五〇一号「高レベ 月 一 九 日 付 6 原第 兀 八号 ル放射 高 レ べ 性廃棄物 ル放射 性廃棄物の最終的 の最終的な処分につい な処分に 7 (照会)」 つ ١ ر 7 に

森県が処分地又は半永久貯蔵管理地とならないため

 $\hat{\mathcal{O}}$ 

確約、

保証

につい

ての質問を次のとおりにする。

## 一 「回答書」の性格について

答)」

( 以 下

「回答書」

という。)

で回答をしている。

- 1 する」ことを約束した国 この 「回答書」 は、 「青森県を処分予定地に選定しない」、 の確約書又は保 証 書に になるの か。 管理期間三〇年間から五〇年間で 搬出
- 2 なの 「回答書」 か。 何を確約 は、 国、 保 証 電気事業者、 Ļ 何を強い 制 日本原燃、 拘束するものなのか。 実施、 主体  $\mathcal{O}$ いず れかに対して強制力、 拘束力を持つもの

- 3 確約、 保証、 強制、 拘束するものであるとすれば、 その根拠は何か。
- 4 確 約 書 ・保証書でもなく、 強制力・拘束力もないとすれば 「回答書」 は青森県にとって「青森県を処

分予定地に選定しない」、「管理期間三○年間から五○年間で搬出する」ことを約束したことにはならな

いということで良いか。

一 処分予定地の「選定」と処分地の「決定」について

「回答書」によれば、 処分事業の実施主体により処分予定地の選定がされる。処分予定地の選定は、 地

元の了承なしに行われることはないとある。

処分予定地の 「選定」 は実施主体により選定されるが、 処分地が適切か否かの 「決定」 には、 国家事業

でもあり、 安全審査を必要とすることから科学技術庁の 「許認可」 が必要とされるはずである。

1 回答書に『このような状況においては、青森県が高レベル放射性廃棄物の処分地に選定されることは

ありません。』とある。

1 このような状況とは、どういう状況を言うのか。また、 状況が変われば選定されることもあるとい

うことか。

2 『青森県が処分地に選定されることはありません。』 と言うことは、 科学技術庁が青森県は処分地

に 選定されないことを 「確約」 又は 「保証」 したということなのか

2 処分予定地の 選定には、 科学技術庁の意向、 意志が事業実施主体に反映され強制力・ 拘束力を持つの

か。 それとも処分予定地の選定は、 処分事業実施主体のみによって選定されるのか。

処分予定地の選定が地元の了承なしには行われないとするならば、青森県以外の都道府県、

市区町村

が拒否した場合には、 選定不可能という事態もあり得る。この場合どうするのか。

3

行き先のないガラス固化体は、 青森県での貯蔵管理が延長されることになるのではないか。 ならない

という保証 は あ る Ō か。

4 処分予定地の 「選定」 に科学技術庁は関与しなくとも、 処分地の 「決定」 には科学技術庁 の許 認 可権

が 生ずるはずであるから、 科学技術庁は 「青森県を処分地に決定しない、 許可しない」という 「確約」

又は 「保証」はできるはずである。できないとすればその理由 は 何か。

## 三 管理期間について

回答書には • 管理期間は三〇年間から五〇年間とされ、 管理終了時点では、 電気事業者が最終的

な処分に向けて搬出することとしています。 科学技術庁としては、 管理期間 の終了時点でガラス固

化体が当 該施設より搬出されるよう指導していく所存です。』とある。

1 管理期 間 「が三○年間から五○年間と決められたのは、いつ、どこで、どのように、 誰によって決定さ

れたのか。

2 貯蔵管理期間が三○年間から五○年間とする根拠は何か。ガラス固化体の何がどうなると管理期間が

終了するのか。

3 ガラス固 「化体の発熱量が三○年から五○年すれば、 処分可能な発熱量になるので管理期間を三○年間

カ ら五○年間としたとのことだが、 発熱量が基準となるとすれば

1 C O G E M Aからの受け入れガラス固化体の最大発熱量はいくらか。 五〇年後の発熱量は V くら

か。

2 受け入れガラス固化体の最小発熱量はいくらか。三〇年後の発熱量はいくらか。

この数値は、 いつ、どのようにして、 誰によって決められたのか。

3 ガラス固化体の発熱量が、いくらになったら管理期間終了なのか。

この数値は、 いつ、どのようにして、 誰によって決められた 0 か。

④ 最終的な処分をするガラス固化体の発熱量はいくらか。

数値は、 いつ、どのようにして、 誰によって決められたのか。

4 基準となるものが発熱量でないとすれば、何が基準となるの か。

その基準となるものは受け入れ時の最大数値がいくらで、五〇年後にはいくらになるのか。

また、受

け入れ時の最小数値がいくらで、三○年後にはいくらになるのか。

5 基準となるも のの管理期間終了時点の数値はいくらか。 また、 基準となるものの数値がいくらになっ

た時に最終的な処分をするのか。

これらの数値は、 ١, つ、どのようにして、 誰によって決められ たの か。

6 管理 期 間 「の終了時点でガラス固化体が当該施設より搬出されるよう「指導する」とのことだが

1 管理期間が三〇年間から五〇年間だと電気事業者に「指導できる」 法的根拠は何か。 法的な根拠が

ないとすれば、何を根拠に指導するのか。

2 科学技術庁が電気事業者に、 ガラス固化体の搬出を「指導できる」法的根拠は何か。 法的な根拠が

ないとすれば、何を根拠に指導するのか。

3

管

理

期間

は

五.

〇年

以

内だと、

*(* \

つ、どのようにして、

誰

が

決め

たの

か。

4 管理 |期間が受け 入れ 後、 五〇年を超えることはないの か。 またこの 保証 は誰 ができるのか、 するの

か。

- (5) 管理期間終了後、 ガラス固化体を施設から搬出することを保証できるのは誰か。

て良いか。解釈できなければ、その理由は何か。

6

施

設から搬出されるよう指導してい

<

を

「青森県から搬出されるよう指導していく」

と解釈し

返還ガラス固化体の仕様について

兀

1

- C O G Е Μ A が 九 八六年、 電気事 業者 に提示したガラス固化 体  $\mathcal{O}$ 仕様 について
- 1 返還されるガラス固 化体は、 全て提示された仕様 の数値 範 囲内になるように製造されたものか。
- 2 提示された仕様は、 ガラス固化体製造時の仕様 か。 返還 時 が仕 様か。
- 3 上の限度数値が明記されているのか。 提示された仕様には、 温度管理、 混合化、 されていれば、 注入温度、 温 キャニスターの材質、 度管理、 混合化、 注入温度、 厚みなど製造工程管理 キャニスター O

## 厚みなどはいくらか。

- 4 明記されて 1 ない 、場合、 製造工程 に関する管理上の数値 ば 何 も書い てい ない 0) か。
- (5) 返還される全ての ガラス固 化体のキャニスターの材質は、 〇・一%以下の低炭 素鋼  $\mathcal{O}$ ものか。
- 6 返還される全てのガラス固化体のキャニスターの材料には、SUH30 9ステンレ ス鋼相当のもの

か、 それともSUS3 0 4 L相当のもののどちらを使用しているのか。

- 7 ラス 提示された仕様に示された核種放射能濃度、 固化体 の最大数値なの か。 最大数値でないとすれば 発熱量、 放射線量などの数値は、 何 か。 返還される全てのガ
- 8 提示された仕様に基づいて製造されるガラス固 か。 化体は、 九段 重ねて最低五〇年以上の安全性と健全 実証 試 験 は 1
- 性 が どこで行わ C O G E M れたの Aによって保証されているの か。 また、 五〇年以上の安全性と健全性  $\mathcal{O}$
- 9 1 ないときは、 返還されるガラス固化体を九段重ねて最低五○年以上の安全性と健全性をCOGEMAが保証して 誰が保証してい るのか。
- ⑩ 提示された仕様の最大発熱量及び最小発熱量はいくらか。

- 1 電気事業者 は、 ビュ ] ・ ベ リタスとどのような委託契約を結んでい るのか。

ー・ベリタスは、提示された仕様数値内にガラス固化体が製造されていることを保証するのか。

3 提示された仕様どおりにガラス固化体が製造されていることは、ビュ 口 ・ベリタスの 「適合書」

によって保証されるのか。

2

ピ

ユ

- 4 「適合書」は何によって保証されるのか。 フランス政府が保証しているのか。
- (5) 日本政府は 「適合書」を「保証書」として承認してい るの か。 又は 承認するつもりか。
- 6 C O G Ĕ M A か ら返還される全てのガラス固化体の最大発熱量 は 7 くらか。
- 7 返還されるガラス固化体二八本の製造年月日、 発熱量 はそれぞれ いくらか
- 8 返還されるガラス固化体二八本、 それぞれの高レベ ル廃棄物成分の量 一は何% か。
- 9 返還されるガラス固化体二八本を輸送容器に入れたとき、 容器表面、一及び二メートル離れた地点

でのガンマ及び中性子線それぞれの線量率はいくらか。

右質問する。